

各関係機関代表者 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定（再判定）の取扱いについて（通知）

身体障害者手帳及び療育手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の再認定（再判定）の取扱いについては、それぞれ「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」（平成12年3月31日付け障第276号障害保健福祉部長通知）及び「療育手帳について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により、技術的助言として示されているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民の生活を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが・・・重要である」とされているところです。

このため、再認定（再判定）の手続き等に関しても、医療機関の受診等のための外出を回避する必要がある一方で、これにより身体障害者手帳等の所持者に不利益の生じることの無いよう配慮することが必要です。

これを踏まえ、熊本県では、期限までに再認定（再判定）を受けられない方について、当面の間、下記のとおりに取り扱うことも可としますのでお知らせします。

記

（身体障害者手帳）

1. 基礎疾患、その他の事情により病院等の受診予定の設定が困難な方については、もともと再認定時期は身体障害者手帳の有効期限ではなく、再受診（再認定）の目安であることから、再認定申請時期を過ぎてしまうことになってもやむを得ないものとして取り扱うこととする。
2. 再認定申請時期を過ぎたままの身体障害者手帳で、他のサービス等の利用に不都合が生じる場合は、再認定延長の対象（最長1年以内で妥当と思われる時期）として取り扱うこととする。

（療育手帳）

1. 次の判定年度が令和2年度（療育手帳の記載は「平成32年度」）のものは令和3年度に再判定を行うことも可能とする。
2. 今回は、医療機関等への外出を回避するための措置であるため、窓口での手帳への追記は行わない。

※手帳に関する具体的な取扱いについては、下記連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】

(身体障害者手帳)

熊本県福祉総合相談所 障がい相談課 (096 (381) 4461)

(療育手帳)

熊本県福祉総合相談所 障がい相談課 (096 (381) 4464)

熊本県八代児童相談所 (0965 (32) 4426)

担当

身体障害者手帳：坂本

TEL 096 (333) 2250

療育手帳：後藤

TEL 096 (333) 2237

FAX 096 (383) 1739